

## 山形県ニホンジカ管理計画の策定方針について（案）

## 1 目的

ニホンジカは、本県において目撃件数が増加し、県内への定着が懸念される状況となっており、今後、農林業や生態系等に被害を生じさせるおそれがある。このため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第7条の2の規定により「山形県ニホンジカ管理計画」を策定し、ニホンジカの生息密度を低い水準に抑え、農林業や生態系への被害の防止を図ることを目的とする。



【H29.8 遊佐町で撮影】

## 2 ニホンジカの分布の特徴、食性、繁殖

ニホンジカの分布域は森林率40～70%の低山帯域に集中する傾向がある。

ニホンジカは、ごくわずかな不嗜好性の植物を除き、ほとんどの植物種を食べる。ニホンジカの食性は可塑性に富むが、餌が少なくなる冬期にはササやスゲなどのイネ科草本に依存することが多い。

ニホンジカは基本的には1産1子で、毎年5～7月に出産する。繁殖率は餌条件に影響され、栄養状態がよい個体は、1歳から繁殖を開始し、2歳以上ではほとんどの個体が妊娠する。

## 3 本県におけるニホンジカの生息状況

## (1) 目撃件数について

「(旧) レッドデータブックやまがた・動物編」(平成15年3月発行)では、ニホンジカ(Cervus nippon Temminck)をEX(絶滅)に位置付けており、その理由を「～本県では古い時代から生息していたことは確実であるが、1919年(大正8年)の捕獲が最後の記録で、以後信頼できる生息情報は得られてなく、絶滅したものと判断される。」としている。

しかし、平成21年に目撃されて以降、目撃件数が増え、また、その地域も拡大している。特に、近年、メス及び幼獣の目撃情報が増加傾向にあり、県内での繁殖・定着が懸念される状況となっている。

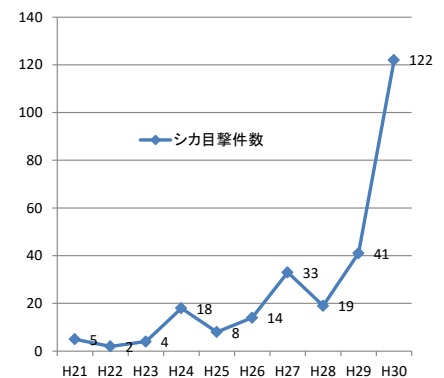
なお、平成30年度の改訂において、ニホンジカを「山形県レッドリスト」から除外している。

## (2) 捕獲状況等について

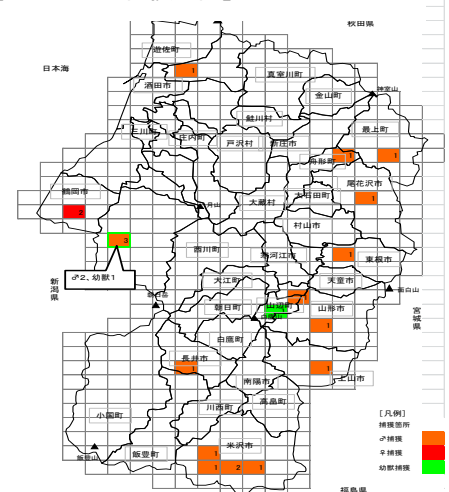
1919年以降、県内でニホンジカが初めて捕獲されたのは平成26年度のことであり、米沢市において狩猟により捕獲されている。平成26年度は有害捕獲・狩猟で計4頭が捕獲され、平成27年度以降は1～3頭で推移していたが、平成30年度は10頭と増加している。

平成26年度から30年度までに捕獲された地域は、山形市、上山市、山辺町、東根市、尾花沢市、最上町、舟形町、米沢市、長井市、

【ニホンジカ目撃件数の推移】



【ニホンジカ捕獲位置】(H26～H30)



鶴岡市、酒田市の12市町で計20頭（♂16頭、♀2頭、幼獣2頭）となっている。

なお、農林業被害については令和元年7月時点で最上町における水稻被害が1件報告されている。また、鶴岡市大鳥地内でシカによる広葉樹の樹皮剥ぎの報告がある。



ミズキの樹皮剥ぎ（H31.2大鳥地内）  
朝日庄内森林生態系保全センター提供

### （3）生息環境と生息域・生息数の拡大

ニホンジカが生息し得る区域は森林や草地であり、仮に本県の利用区分別面積の森林と原野が該当とした場合、県土面積の約72%が生息可能区域になり得ると考えられる。

大正時代まで本県にニホンジカが生息していたことと本県の生息環境を併せて考慮すると、今後、長期的にみてニホンジカが県内全域に生息域を拡大させていく可能性が高い。

#### 【山形県の利用区分別面積】

区分	面積	構成比
総数	932,315 ha	100.0 %
森林	670,653 ha	71.9 %
原野	2,891 ha	0.3 %
農用地	119,553 ha	12.8 %
水面・河川・水路	25,492 ha	2.7 %
道路	27,348 ha	2.9 %
宅地	28,901 ha	3.1 %
その他	57,476 ha	6.2 %

（平成28年10月現在、県県土利用政策課）

## 4 ニホンジカ管理計画の基本的な目標と管理方針（案）

### （1）ニホンジカ管理計画の基本的な目標

本県は、ニホンジカの生息に適していると考えられる森林・原野面積の比率が高く、生息域の拡大が懸念される状況である。一方、現時点においては、県内におけるニホンジカの生息密度は非常に低い水準にあるため、生息状況の推移を適切に把握していくことが重要であり、継続したモニタリングを行っていく必要がある。

本計画においては、ニホンジカの生息密度を遅滞相（※）の段階に抑制し、農林業や生態系への被害を防止することを基本的な目標とし、モニタリング調査及びそれに基づく管理に取り組んでいくこととする。

※個体群の動態において、爆発的な個体数増加や分布拡大が発生する前段階として、個体数や分布が限られている時期を「遅滞相」という。分布が拡大している個体群の場合、分布の中心部では生息密度が高く、分布域前線部にいくに従って低密度になることが予想される。もし、その種の分散距離にオス>メスという性差が見られる場合、分布域前線部では、オス個体ばかりが存在する、もしくは性比がオスに偏っている可能性がある。

浅田正彦氏（合同会社AMAC）、2013 ニホンジカとアライグマにおける低密度管理手法「遅滞相管理」の提案。

### （2）基本的な目標の達成に向けた管理方針

#### ① 農作物被害対策

ニホンジカの食性は可塑性に富むことから、今後、農作物への被害が発生することが懸念される。このため、被害の発生が懸念される地域において、イノシシ、ニホンザル等への対策と合わせて防護柵、電気柵又は複合柵の整備を推進し、ニホンジカが農作物に依存できないような環境整備を進めていく。

#### ② 林業被害対策

林業においても、スギ等の造林木への被害が発生することが懸念される。このため、被害発生が懸念される地域において、侵入防護柵、単木防除資材、忌避剤による対策の導入を推進する。

#### ③ 生息環境管理

耕作放棄地の除草や、農地に隣接した森林の間伐等により、見通しがよく鳥獣が出没しにくい環境（緩衝帯）の整備を推進する。

#### ④ 狩猟圧の確保

冬はニホンジカにとって最も採餌条件が悪い時期となる一方、狩猟者にとっては葉が落ちて比較的安全性の高い銃猟が可能となるとともに、積雪があれば足跡が残るため捕獲しやすくなる時期である。担い手の確保及び捕獲技術の向上を図るとともに、狩猟期間の延長等により狩猟圧を高めることによって生息数の抑制を図っていく。

#### ⑤ 個体数の調整

生息密度を低い水準に抑制することを目標に個体数調整を実施し、農林業や生態系等への被害の発生を防止する。

##### ア 市町村による個体数調整

市町村長が農林被害対策及び個体数調整の計画を定めた場合、対象となるニホンジカの捕獲について、最長1年間の期間で許可できるようにする。

##### イ 県による個体数調整

県は、ニホンジカの生息状況及び農林被害対策の実施状況を踏まえ、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画を定め、指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数調整を行う。

##### ウ 個体数調整の目標

生息密度を低い水準に抑制することを目標とする。

#### ⑥ 被害等の発言段階に応じた管理の取組の推進

①～⑤に掲げる対策等については、ニホンジカの侵入の程度や農林業被害の発現段階に応じた効果的な取組みの推進を図るため、別添ニホンジカ対策フロー図【資料4-2】に掲げる指針を踏まえて取り組むこととする。

### 4 ニホンジカ管理計画の構成（案）

計画の策定にあたっては、環境省の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成27年度）」（2016年3月）等を参考に計画の策定事項を検討する。

ガイドラインに掲げる策定項目	本県における検討案（▶ は検討の視点）
<b>I 計画期間と対象地域</b>	
①計画期間	○令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
②対象地域	○対象地域 山形県全域
③保護管理のための基本的なゾーンニング	<p>県全域を同一の区分とする</p> <p>▶ 県全域で生息密度が低く、被害情報の報告は1件のみとなっていることから、県全域を同一の区分とすることについて検討</p> <p>▶ ゾーンニングについては、例えば、特に保護する必要がある区域等を設定すべきか検討</p>
<b>II 基本的な目標</b>	
① 基本的な目標	シカの生息密度を遅滞相の段階に抑制し、農林業や生態系への被害を防止することを基本的な目標とする。
<b>II 具体的な管理目標及び管理方式の設定</b>	
①個体群管理	

<p>ア. 管理目標</p>	<p>○具体的目標1：生息密度を低い水準に抑制（捕獲効率、目撃効率の現状維持）  （期間：5年間、指標：出猟カレンダーにより算出する捕獲効率・目撃効率）  ➤ 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するタイミング等について検討。  計画の管理目標に上記事業による捕獲数目標を設定することについて検討</p>
<p>イ. 管理方式   （指定管理鳥獣捕獲等事業）</p>	<p>○狩猟による捕獲圧の確保  ・担い手の確保・捕獲技術の向上  ・狩猟期間の延長  ・狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定  ➤越冬地の調査を実施し、効果的な捕獲方法の検討と試験捕獲</p> <p>○有害捕獲の推進  ・捕獲許可期間の延長  ➤わなによる捕獲の実証試験の実施</p> <p>○個体数調整の推進  ・市町村二ホンジカ管理事業実施計画（仮称）に定める年間捕獲数目標の範囲で最長1年間の捕獲を許可  ➤市町村による計画的かつ効果的な捕獲手法の検討（残雪期における予察捕獲、鳥獣保護区等における捕獲等を含む）</p> <p>○指定管理鳥獣捕獲等事業の実施条件（AかつB）  A：農林業被害等発生及び生息数増加地域 →実地調査で確認  B：農林業被害対策の実施地域 →市町村鳥獣被害防止計画を確認  ➤ 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、管理計画に位置付けることが必要（県が捕獲等事業を行う根拠）</p>
<p>②被害防除</p>	
<p>ア. 管理目標</p>	<p>○具体的目標2：県全域における農林業被害発生の防止  （期間：5年間、指標：農林業被害の量）</p>
<p>イ. 管理方式</p>	<p>○侵入防護柵等の整備推進  ➤ 被害発生が懸念される地域において防護柵等の設置を推進する方策（農林業者、地域組織の取組みを促す方法等）を検討</p>
<p>③生息環境管理</p>	
<p>ア. 管理目標</p>	<p>○具体的目標3：人と二ホンジカの棲み分け</p>
<p>イ. 管理方式</p>	<p>○耕作放棄地の除草、緩衝帯整備の推進  ➤ 効果的かつ継続的な実施手法について検討</p>
<p>Ⅲ モニタリング等</p>	
<p>①モニタリング</p>	<p>○目撃情報の収集による生息状況の把握  ○ボイストラップ、自動撮影カメラを活用した生息状況の把握  ・県内における目撃情報を収集し、生息状況を把握する  ○捕獲個体情報の収集  ○指定管理鳥獣等捕獲事業の実施前後における生息状況確認  ・指定管理鳥獣等捕獲事業の実施前後に対象地域で生息状況調査（痕跡調査）を実施し、状況の変化を確認する</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農林業被害等状況の把握</li> <li>○被害対策実施状況（柵設置状況等）の把握</li> </ul>
②モニタリングデータの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ モニタリングデータの集約と効果的な活用手法の検討</li> </ul>
IV 計画の実施体制及び実施状況の評価	
①実施体制と実施状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 評価項目の検討</li> </ul>
②情報公開と合意形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 評価結果の公表による管理計画の進捗状況・課題の周知</li> </ul>